

阿久根市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市における，子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき，阿久根市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は，委員20人以内で組織し，市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に，会長及び副会長各1人を置き，委員のうちから互選する。

2 会長は，会務を総理し，子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，議長となる。

2 会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4 会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者に会議への出席を求め，意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は，必要があるときは，部会を置くことができる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、生きがい対策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議及び部会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中第61号を第63号とし、第29号から第60号までを2号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の2号を加える。

(29) 子ども・子育て会議委員（学識経験を有する者）	日額 23,000円
(30) 子ども・子育て会議委員（学識経験を有する者を除く。）	日額 4,600円